

第1回検討会の主なご意見と ガイドライン案への反映について

第1回の主なご意見と対応 ～障害の社会モデルと心のバリアフリー～

主なご意見	該当箇所	記載内容
○「社会的障壁を取り除くのは社会の責務である」ことを基本的な視点として明記すべき。	【資料4-1】 ガイドライン本編 9～10ページ	➢ユニバーサルデザイン2020行動計画を踏まえた、 <u>障害の社会モデルや心のバリアフリーについての具体的考え方を記載。</u>
○児童・生徒等が障害の社会モデルの本質を理解するための事業内容とすることが必要。 ○障害の社会モデルの理解促進に繋がる事例等を掲載すべき。	【資料4-1】 ガイドライン本編 9ページ	➢学校教育と連携した <u>障害の社会モデルの理解促進のための学習(指導)内容の工夫</u> の必要性について記載。 ➢上記に関連する事例(児童等に「障害の社会モデル」を説明するための工夫)を記載。
○児童・生徒等の障害の社会モデルの正しい理解のためには、内なるスティグマも含め、「自分事として」理解してもらう取組を継続することが重要。 ○まずは児童・生徒等に教える側の小中学校の教職員による正しい理解が必要。	【資料4-1】 ガイドライン本編 6,9ページ	➢学校連携教育事業を実施するポイントとして、 <u>社会的障壁について身近な視点から自分事として理解できるようにすることが有効である点について事例とともに記載。</u> ➢ <u>計画的かつ継続的な取組の実施</u> の必要性について記載。 ➢ <u>インクルーシブ教育も含め、学校の教育活動と調和しつつ</u> 児童・生徒等の障害理解の促進に計画的に取り組む必要性について記載。 ➢教職員が障害の社会モデルを理解する必要性を記載。
○「心のバリアフリー」を体現するための3つのポイントについて明記すべき。	【資料4-1】 ガイドライン本編 7ページ	➢ユニバーサルデザイン2020行動計画に示される「 <u>心のバリアフリー</u> 」を体現するための3つのポイントを明記。
○高齢者・障害者等に必要なハード環境整備がすぐには対応できない場合に、ソフトの充実によっても解決可能な課題があることを明確にすべき。	【資料4-1】 ガイドライン本編 10ページ	➢まちのバリアフリー化のためには、 <u>ハード・ソフトの両面から社会的障壁を取り除く必要があるとともに、このような観点から教育啓発特定事業に望まれる事項を記載。</u>

第1回の主なご意見と対応 ～見えにくい障害についての理解啓発～

主なご意見	該当箇所	記載内容
○体験型学習等において外見上分かりにくい障害の理解を深めることが重要。	【資料4-2】 バリアフリー教室編 11ページ 【資料4-3】 まち歩き点検等編 8ページ 【資料4-5】 適正利用等の広報啓発編 7ページ	➢バリアフリー教室の<u>体験型学習にあたり、見えにくい障害の当事者の参画</u>等による多様な体験の必要性について記載。 ➢まち歩き点検等を実施する場合の<u>事前学習にあたり、見えにくい障害について学習し理解</u>する必要性について記載。 ➢<u>多様な障害特性に関する理解促進の広報啓発</u>の必要性について記載。
○障害の種類ごとにそれぞれ特性が違うので、特性に応じた障害理解について啓発すべき。	【資料4-1】 ガイドライン本編 8ページ	➢教育啓発特定事業を実施する前提として理解すべき、<u>障害の主な特性と移動の際の困りごと</u>について整理しつつ、多様な障害特性に対する理解の啓発の必要性について記載。
○知的障害や内部障害への理解は啓発が難しいため、子どもが対面で話ができる機会を設ける等の対応が必要。 ○聴覚障害は他の障害よりもバリアが多いことについての啓発を体験型学習も含めて進めるべき。	【資料4-1】 ガイドライン本編 10ページ 【資料4-2】 バリアフリー教室編 12ページ 【資料4-3】 まち歩き点検等編 9ページ	➢<u>知的・発達障害を対象として疑似体験等を取りいれつつ理解を啓発する心のバリアフリーの事例</u>について記載 ➢バリアフリー教室の多様な体験型学習について記載するとともに、<u>聴覚障害を理解するための体験学習の事例</u>について記載。 ➢まち歩き点検等を実施する場合の<u>疑似体験の例として聴覚障害者の体験</u>を例として記載。
○児童・生徒等が障害当事者が困っていることに気づくことや、そのような場合にどのような解決策があるかについても啓発すべき。	【資料4-2】 バリアフリー教室編 10ページ 【資料4-3】 まち歩き点検等編 8ページ	➢バリアフリー教室の座学やまち歩き点検等の事前学習を契機とした<u>障害当事者等の困りごとに関する理解やコミュニケーションの重要性</u>について記載。

第1回の主なご意見と対応 ～疑似体験等の実施の留意事項～

主なご意見	該当箇所	記載内容
○児童・生徒等を対象に疑似体験等を実施する前には十分な説明・議論を行い、障害の社会モデルの正しい理解を促すことが重要。 ○障害について誤解されたまま間違った理解を誘導しないよう注意が必要。	【資料4-1】 ガイドライン本編 9ページ 【資料4-2】 バリアフリー教室編 4ページ 【資料4-3】 まち歩き点検等編 6,8ページ	➢児童・生徒等を対象に体験型学習を実施する場合には、<u>正しい理解を習得する学習(指導)が不可欠</u>であるとともに、<u>理解した内容のアウトプットの機会が有効</u>である旨を記載。 ➢バリアフリー教室の体験学習にあたり、<u>経験を理解につなげるための事前や事後の学習との連携</u>の必要性について記載。 ➢まち歩き点検等の実施にあたり、参加者に事前に十分な理解がある場合を除き、<u>原則として事前学習を行う</u>必要がある旨とともに、事前学習に活用可能な参考資料を記載。
○疑似体験等の実施にあたっては、障害特性による違い、疑似体験と介助体験、社会的障壁の有無等に応じたさまざまな体験が可能となると良い。	【資料4-2】 バリアフリー教室編 11ページ 【資料4-3】 まち歩き点検等編 11ページ	➢バリアフリー教室として、<u>多様な障害当事者等に関わる疑似体験・介助体験を実施</u>することにより理解を深めることについて記載。 ➢まち歩き点検等のフィードバックでは、<u>まちのバリアとバリアフリー</u>についてワークショップ等により参加者が得た気づきを共有することが重要である旨を記載。
○まち歩き点検等については、地域住民の参加や官民連携等の多様な事例を紹介すべき。	【資料4-3】 まち歩き点検等編 14～15ページ	➢<u>学校教育や地域の多様な関係主体との連携</u>等の多様なまち歩き点検等の事例を記載。
○小中学生の体験学習では、楽しみながら理解を啓発する方法も検討すべき。 ○新たな生活様式にも対応した体験型学習の留意事項(オンラインツールの活用等)についても検討すべき。	【資料4-1】 ガイドライン本編 11ページ 【資料4-2】 バリアフリー教室編 9,13ページ	➢<u>小中学生への障害理解教育の推進に資する工夫事例</u>を記載。 ➢バリアフリー教室等において体験型学習を実施する場合の<u>安全への配慮や感染症対策の例</u>等の実務的なポイントとともに、オンライン講義の事例を記載。

第1回の主なご意見と対応 ～障害当事者等の参画のあり方～

主なご意見	該当箇所	記載内容
○事業の実施にあたっての障害当事者の参画の必要性について強調すべき。 ○障害当事者による実体験の紹介を含む、さまざまな関係者の参画による事業の実施が必要。	【資料4-1】 ガイドライン本編 5ページ 【資料4-2】 バリアフリー教室編 8ページ 【資料4-3】 まち歩き点検等編 5ページ 【資料4-4】 シンポジウム・セミナー編 2ページ 【資料4-5】 適正利用等の広報啓発編 11ページ	➢教育啓発特定事業の実施にあたっての障害当事者の参画を含む多様な関係者が連携した取組の必要性について記載。 ➢各実施マニュアルにおいて、障害当事者の参画のあり方とともに多様な関係主体との連携の必要性等について事例とともに記載。
○障害当事者の実体験だけでなく、心のバリアフリーや障害の社会モデルに関する説明者の資質や多様な障害特性に関する説明内容の担保が必要。	【資料4-2】 バリアフリー教室編 5ページ 【資料4-3】 まち歩き点検等編 6ページ 【資料4-4】 シンポジウム・セミナー編 8ページ～	➢バリアフリー教室の事前・事後の学習、まち歩き点検等の事前学習・フィードバックを支援する専門家等の関与とともに、学習にあたり活用可能な心のバリアフリー及び障害の社会モデルに関する参考資料を記載。 ➢心のバリアフリーに関するシンポジウム・セミナーの多様な開催事例における講師等について紹介。

第1回の主なご意見と対応 ～ガイドラインの記載事項等～

主なご意見	該当箇所	記載内容
○対象者(地域住民、関係事業者、児童・生徒等)や関係主体(市町村、学校等)に応じた実務上の留意事項等を整理すべき。 ○学校連携教育事業と理解協力啓発事業を実施する場合の留意事項は可能な限り区別して記載すべき。	【資料4-1】 ガイドライン本編 4ページ 【資料4-2】 バリアフリー教室編 【資料4-3】 まち歩き点検等編	➢ガイドライン本編及び各実施マニュアルの全体を通じて、<u>小中学校と連携しつつ児童・生徒等を対象として学校連携教育事業を実施する場合のポイント</u>を統一的に記載。 ➢各実施マニュアルの全体を通じて、記載内容に応じて<u>参照することが期待される主な対象者</u>を統一的に記載。
○教育啓発特定事業の実施に活用可能な支援制度等を記載すべき。 ○バリアフリープロモーター制度のさらなる活用促進が必要。	【資料4-1】 ガイドライン本編 12～13ページ	➢教育啓発特定事業をはじめとする<u>心のバリアフリーの取組に関する予算制度や人的支援(バリアフリープロモーター制度を含む。)</u>等について記載。
○シンポジウム・セミナーの開催を参加者による具体的な実践につなげる工夫が必要。	【資料4-4】 シンポジウム・セミナー編 4ページ	➢心のバリアフリーに関するシンポジウム・セミナーを検討するにあたっての<u>多様な実施目的の例</u>について事例とともに記載。
○心のバリアフリーに関する広報啓発は訴求効果も勘案した取組が必要。	【資料4-5】 適正利用等の広報啓発編 11～14ページ	➢広報啓発の対象、表現方法、情報発信等の観点から<u>訴求効果を高める工夫</u>について事例とともに記載。